

(現行)

計 画 書

相楽都市計画地区計画の変更（木津川市決定）

相楽都市計画木津庁舎周辺地区計画を次のように変更する。

名 称	木津庁舎周辺地区計画			
位 置	京都府木津川市木津南垣外の一部			
面 積	約1.5ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区には、地方公共団体の庁舎及びこれに付属する施設等が配置されており、当地区において地区計画を定めることにより、公衆の利便及び公務の能率の増進等、庁舎周辺地区にふさわしい街区環境の形成を図るものとする。		
	土地利用の方針	土地利用は、地区内の緑の確保等、周辺地区と調和のとれた良好な庁舎地区の形成を図るものとする。		
	地区施設の整備方針	地区内幹線道路である市道335号及び地区周囲の生活道路を拡幅整備することにより、利便性と安全性の向上を図る。		
	建築物等の整備方針	当地区の建築物については、官庁施設として公衆の利便の増進を図るとともに、地区の良好な環境を保持するために、建築物の形態等の制限を行うものとする。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	地区内幹線道路 幅員 15.4m 延長 約125m 区画道路 1号 幅員 10.5m 延長 約80m 2号 幅員 10.5m 延長 約110m 3号 幅員 14m 延長 約100m	
		地区の区分	名称 A地区 B地区 面積 0.8ha 0.7ha	
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、玄関ポーチその他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、玄関ポーチその他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。
		建築物の高さの最高限度	31メートル	15メートル
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態意匠は、周辺景観との調和に配慮したものとする。	
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する宅地部分の、かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、宅盤面より60センチメートル以下の腰積みを、かき又はさくを支えるために併設することを妨げない。また、門についてははこの限りではない。 一 生垣 二 透視可能なさく 三 道路境界線から50センチメートル以上後退したかき又はさくで、周辺環境と調和した良好な意匠のもの	

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

合併により本地区計画の文言及び時点修正を行うため、相楽都市計画地区計画の変更を行うものである。

(変更案)

計 画 書

相楽都市計画地区計画の変更（木津川市決定）

相楽都市計画木津庁舎周辺地区計画を次のように変更する。

名 称	木津庁舎周辺地区計画			
位 置	京都府木津川市木津南垣外の一部			
面 積	約1.5ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区には、地方公共団体の庁舎及びこれに付属する施設等が配置されており、当地区において地区計画を定めることにより、公衆の利便及び公務の能率の増進等、庁舎周辺地区にふさわしい街区環境の形成を図るものとする。		
	土地利用の方針	土地利用は、地区内の緑の確保等、周辺地区と調和のとれた良好な庁舎地区の形成を図るものとする。		
	地区施設の整備方針	地区内幹線道路である市道335号及び地区周囲の生活道路を拡幅整備することにより、利便性と安全性の向上を図る。		
	建築物等の整備方針	当地区の建築物については、官庁施設として公衆の利便の増進を図るとともに、地区の良好な環境を保持するために、建築物の形態等の制限を行うものとする。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	地区内幹線道路 幅員 15.4m 延長 約125m 区画道路 1号 幅員 10.5m 延長 約80m 2号 幅員 10.5m 延長 約110m 3号 幅員 14m 延長 約100m	
		地区の区分	名称 A地区 B地区 面積 0.8ha 0.7ha	
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、玄関ポーチその他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5メートル以上、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、玄関ポーチその他これらに類するもので階数が1のものはこの限りではない。
		建築物の高さの最高限度	31メートル	15メートル
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び広告物、看板の形態の意匠は、周辺景観との調和に配慮したものとする。	
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する宅地部分の垣又は柵の構造は、次に掲げるものとする。ただし、宅盤面から60センチメートル以下の腰積みを、垣又は柵を支えるために併設することを妨げない。また、門についてはは、この限りではない。 一 生垣 二 透視可能な柵 三 道路境界線から50センチメートル以上後退した垣又は柵で、周辺環境と調和した良好な意匠のもの	

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、関係法令の改正に伴う用語の整理を行うため、木津庁舎周辺地区計画の変更を行うものである。